

羽 東 考

笹川尚紀

1 はじめに

『和名類聚抄』によると、山城国乙訓郡と摂津国有馬郡に羽東郷が属していたことが知られる。前者は京都市伏見区羽東師付近、後者は兵庫県三田市の北・東部から宝塚市波豆にかけての一角が比定地となる⁽¹⁾。平安時代末期の高山寺本ではそれぞれ「波津加之」「波都加之」、室町時代中期の大東急記念文庫本では「波豆賀之」「波都加之」という注記が付されている⁽²⁾。これらによると、両者ともに「ハツカシ」ないしは「ハツカシ」と読まれていたことになる。

『令集解』職員令土工司条に引かれる穴記によれば、宮内省被管の土工司に属する伴部・泥部は、古くは「波都加此之友造」と呼ばれていたとされる⁽³⁾。かかる泥部と2つの羽東郷との係わりを想定するのが通説的な理解であった。ところが近年、榮原永遠男氏は、泥部との関係を否定され、羽東の羽は箭羽、東は簞やがら（篋のともいう）を指すとして、2つの羽東郷は箭の製作にちなむ地名であったと説かれている⁽⁴⁾。

かかる見解はすこぶる興味深く、うなずける点が多い。しかしながら、細部を見渡すと、問題点が少なからず残されているように思われる。小稿では、まずはそれらについて指摘し、2つの羽東郷にまつわる卑見を披瀝していくことにする。そして、かかる成果をふまえたうえで、大化前代における物部氏の武力の源泉について追究していく所存である。そのような拙論に対して、榮原氏をはじめとする識者のご斧正をうることができれば、喜びこれにまさるものはない。

2 摂津の羽東

『新撰姓氏録』摂津国皇別には「天足彦国押人命男、彦姥津命之後」とする羽東首が、同神別・天孫には「天佐鬼利命三世孫、斯鬼乃命之後」と称する羽東がみえている⁽⁵⁾。ともに摂津国有馬郡羽東郷を本拠としていた可能性が強い。『日本書紀』天武12年（683）9月丁未条から、羽東造が連のカバネを授けられたことが知られ、この氏族が中央伴造として羽東首および羽東を管掌していたと考えられる。このような羽東を氏名とする氏族の職務内容をおさえるためには、以下に掲げる史料がたいへん参考となる。

『延喜式』兵庫寮雑工戸条⁽⁶⁾(〈 〉は分注を意味する)

雑工戸

| | | |
|-------------|-------------|---------|
| 左京廿五烟〈今絶戸。〉 | 右京卅九烟〈今絶戸。〉 | 大和国六十九烟 |
| 摂津国五十烟 | 河内国七十一烟 | 和泉国五烟 |
| 伊勢国四烟 | 尾張国四烟 | 遠江国廿烟 |
| 近江国十八烟 | 美濃国卅二烟 | 丹波国七烟 |
| 播磨国四烟 | 紀伊国廿六烟 | |

右雑工戸免調庸、毎年自十月一日至二月卅日役使。雑作人別不得過五十日。其役分物、毎年附貢調使進之。但摂津国有馬郡羽束工戸役十五日、不_レ免其調。若有絶戸、其口分田、准_レ佃賃租充_レ雑工食。不_レ給公糧。

雑工戸は兵部省管下の造兵司に属し、軍事関係の用具の製作に携わっていた。ところが、寛平8年(896)9月に造兵司などを吸収した兵庫寮が成立すると⁽⁷⁾、その管轄下に置かれることになった。雑工戸のうち、摂津国有馬郡には羽束工戸が存し、調は免除されず15日間役使されたことが知られる。この羽束工戸と氏名の羽束との関連性は否めまい。

ところで、造兵司に配属されていた雑工戸については、『令集解』職員令造兵司条・古記および令釈が引用する官員令別記によって、その内訳を把握することが可能となる。

古記及釈云、別記云、鍛戸二百十七戸、甲作六十二戸、鞆作五十八戸、弓削三十二戸、矢作廿二戸、鞆張廿四戸、羽結廿戸、桙刊卅戸。右八色人等、自十月至三月、毎_レ戸役一丁。為_レ雑戸免調役也。爪工十八戸、楯縫卅六戸、幄作十六戸。右三色人等、臨時召役。為_レ品部取_レ調免徭役。

鍛戸から桙刊までの各戸は雑戸とされ、10月から3月にかけて戸ごとに一丁を中央に上番させて労働に就かせた⁽⁸⁾。栄原氏は羽結⁽⁹⁾について、箭羽を簞に取りつけることにあなかった技術者にとらえる。一方、『延喜式』兵庫寮雑工戸条の羽束工戸に関しては、束が「簞の長さの単位として、箭についてよく用いられる言葉である」ことをふまえ、簞のことを指しているとする。そのうえで、羽束工は箭羽と簞両方の製作に従事していたと解して、簞を作る矢作と箭羽をそれに取りつける羽結の総称であったと主張される。

筆者は、羽結の理解は的確であり、支持したいと考える。けれども、羽束に関しては疑問を禁じえない。というのは、栄原氏の説明だけでは、束が簞を指すとは断言できないからだ。そこで、諸橋轍次著『大漢和辞典』巻8・「結」の項をみると、「つかねる」という字義を記し、「結、束也」という『釈名』巻3・釈姿容の一節⁽¹⁰⁾が掲示されている。す

なわち、結と束とは同じ意味をもつことに徴するに、羽結と羽束は、箭羽を矧ぐという同様な職掌に従事していた集団であったと見なしてよからう。

箭羽の取りつけ方について、『図録 日本の合戦武具事典』には、「羽の茎を中央から割いて、上部は羽を少し取り去って茎をあらわし、下方の茎も少し残して、これを篋は髷か漆で貼り付け、茎の露出した上下を紙か糸巻にする。上の方を末矧、下の方を本矧という」とみえる⁽¹¹⁾。若干付言すると、2～4枚の半裁された鳥の羽を用い、二立羽・三立羽・四立羽として仕立て上げられる。『延喜式』兵庫寮の征箭^{そや}50隻の製作工程にまつわる規定（征箭条）に、「料_一理羽_一、搓_一線_二日_一」とあることから、それらは古代では糸によって結びつけられる場合が多かったことがうかがわれる⁽¹²⁾。羽束（羽結）は、「羽をつかねる・たばねる」ことを意味すると考えられ、鳥の羽数枚を簞に糸で括りつけることに由来する名称であったと推測しうる。撰津国有馬郡の羽束郷は、かような技術者の集住にちなむ地名であったと想定される。

かくして、栄原氏の所説を参照しつつ、羽結および羽束の職掌について明らかにした。以下では、『延喜式』兵庫寮雑工戸条の羽束工戸に関してさらに考察を深めたい。

同条では、撰津国有馬郡の羽束工戸の役使は15日間と規定されており、他の雑工戸との相異は歴然となる。羽束工戸が調しか免除されていないのは、役使日数が少ないことに起因しよう。では、かかる懸隔が生じた理由はいったい何だったのであろうか。

まずは、同条の問題点について簡単にふれておく。『日本三代実録』元慶元年（877）11月8日乙巳条では、「詔返_一取造兵司所役之遠江国雑工戸廿烟_一、其代充_一山城国_一、復_一旧_一」とみえており、遠江国の雑工戸20烟が記される同条は、その時以前に成立した規定であったことが知られる⁽¹³⁾。

注意すべきは、「雑作人別不_レ得_レ過_一五十日_一。其役分物、毎年附_一貢調使_一進之」という記述である。官員令別記における、戸ごとに一丁が中央官衙に番上勤務するという規定とは異なり、国司の監督のもと国府工房で武器生産に従事し、そのような製品が貢納されるという形態に変化したとも考えられる⁽¹⁴⁾。ただし、新井喜久夫氏は、貞観8年（866）2月に造兵司雑工戸の雑徭が30日から20日に減少したこと、その雑徭料を造兵司が徴していたこと⁽¹⁵⁾に基づき、『延喜式』兵庫寮雑工戸条の50日は、調庸免分の30日と雑徭分の20日とで構成されていたとする。そして、前者の期間に兵庫寮の工房に上番して武器の製造に携わっていたこと、および貢調使を媒介にして貢納品を提出していたのが後者の雑徭分にあたることを指摘している⁽¹⁶⁾。新井氏は、品部・雑戸の一戸一丁上番制から毎丁役制への転

換を論じられ、同条における事例をその根拠の1つとして掲げられている。このことの当否はさておき、羽束工戸の15日間という役使は、雑徭日数20日にもおよばず、その異質性は際立っているといえる。

そこで、こうした問題を解明するため、以下の史料に着目することにした。

『延喜式』兵庫寮征箭条

征箭五十隻。長功廿二日大半，中功廿五日，短功廿九日。篋カサ揉大半日。削ノミ節，洗磨一日。精揉一日。精磨半日。料ツクリ理羽ツクリ，搓スリ線二日。著ツケ羽一日。造ツクリ筈一日。初漆并乾一日。中漆一日，乾一日。裁ツクリ羽半日。次中漆一日，乾一日。花漆一日，乾一日。削ノミ箭本ツクリ，搓スリ線，纏一日。打ツクリ箭鏃ツクリ，錯磨二日。着ツケ箭鏃ツクリ一日。漆ツクリ本三遍，毎ツクリ遍乾一日。金ツクリ漆箭鏃ツクリ乾一日。

征箭50隻の製作工程が記されており、1年間の日照時間の長短にのっとり、長功・中功・短功というように作業日数が定められている。同条における日数を合計すると、長功22日大半（3分の2）となる。その製作過程についておおまかに述べると、篋（箛）の材料となる篠竹をまっすぐに仕上げ、それに箭羽を付け、篋の上端の弦に喰わせる部位たる筈を作り、鉄鏃を取りつける。篋および鏃には漆が塗られることになる。

既述したように、官員令別記にみえる雑工戸のうち、矢作・羽結が箭の作製に携わり、前者は主として箛の製造にあたったと考えられる。また、『日本書紀』綏靖即位前紀の「乃使ツクリ弓部稚彦ツクリ造ツクリ弓，倭鍛部天津真浦造ツクリ真麿鏃ツクリ，矢部作ツクリ箭」という記述に照らすに、鍛戸からの丁の一部が鉄鏃を作ることに従事していたことが察せられる⁽¹⁷⁾。羽結（羽束）は箭羽を箛に取りつけることを職務としていたと考えられるので、試みに上掲の史料から箭羽に関する記述を抜き出すと、「料ツクリ理羽ツクリ，搓スリ線二日。著ツケ羽一日」「裁ツクリ羽半日」ということになる。それらを合計すると3日半となり、全日程の約6分の1しか占めないことになる。つまるところ、かような作業時間の短さが、羽束工戸の役使日数を15日と定めた所以となったと推断される。

なお、若干敷衍すると、『延喜式』兵庫寮雑工戸条に「其役分物，毎年附ツクリ貢調使ツクリ進之」とあるので、平安時代前期には雑工戸からの丁が国府工房に勤仕し、武器の製造にあずかっていたことはまず誤りあるまい。羽束は箛がなければ作業を遂行することが叶わなかったと想定され、結局のところ、摂津国有馬郡の羽束工戸からの丁が国府工房において職務に従事することができたかどうかは、同国における矢作工戸の有無に大きく左右されることになる。その点を究明することは相当に難しいものの、15日の役使は雑徭分とはとらえ

がたいことからすると、中央官衙の工房への上番日数が規定されていたと史料すべきであろう。したがって、摂津国の50烟の雑工戸のうちには、矢作工戸は含まれていなかったのではないかと推量される。

3 山城の羽束

それでは、山城国乙訓郡の羽束郷にも、箭の製作に係わった集団が居住していたのであろうか。藪田嘉一郎氏は、この羽束郷は羽束部の居住に由来するとし、羽束部と泥部は同一で、壁塗りや瓦の製造にあたった職業部であったとする。さらに、「はつか」を「は」の「か」で、「は」は「はに」即ち埴埴のこと、「か」は器である」と解し、土器を指すとして、本来は土師部と同じ職掌を有していたと主張される⁽¹⁸⁾。

まずは泥部について概観すると、『令集解』職員令土工司条の泥部の注記に、「穴云、泥部者、古言、波都加此乃友造」とあるので、「ハツカシベ」ないしは「ハツカシベ」と呼ばれていたと考えられる。『日本書紀』垂仁39年10月条に引かれる一云では、五十瓊敷皇子に与えられた10箇の品部の1つとして泊櫃部がみえる。また、欽明と小姉君との間の子として埴部穴穂部皇女・埴部穴穂部皇子が知られ⁽¹⁹⁾、壬申の乱の際には大津皇子の従者の1人として埴部眠積がみえている⁽²⁰⁾。天武12年9月に羽束造らとともに埴部造に連のカバネが与えられており、この埴部造が泥部を統率して王権に奉仕していたことが想定される。かかる泥部は令制下では泥戸に組織され、品部として土工司の管理下に置かれていた⁽²¹⁾。土工司には伴部たる泥部20人が属し、泥戸のうちからそれに充てられている⁽²²⁾。土壁を塗り、瓦を焼成し、石灰を焼くという土工司の職掌⁽²³⁾から推すに、大化以前において泥部はそれら作業に従事していたことが史料される。その設置の時期は判然としないものの、瓦や石灰のことを勘案すると、倭国に仏教建築が導入されて以降に、その職務の幅が広がったことが想定される⁽²⁴⁾。

ところで、平城宮南面西門・南北溝S D 10250から、以下のような081型式の木簡が出土している⁽²⁵⁾。

□□□□□ 正月二〔令史〕少初位上泥部伊美吉主□

泥部伊美吉は、泥部連からの改姓の可能性が高い。別筆で令史とあって、司・監・署いづれかの第4等官であったととらえることができる。同じ3メートル四方の小地区から、「〔板カ〕〔序カ〕築□□□ 三鋸二」などと書かれた、造営に係わると目される木簡⁽²⁶⁾が検出されている点を考慮すると、泥部伊美吉主□は土工司令史であった可能性も捨て去ることができな

い。

ちなみに、『続日本紀』天平宝字3年(759)9月戊寅条には、「又停_二廢品部_一、混_二入公戸_一。其世業相伝者、不_レ在_二此限_一」とあって、品部の多くが廃止されており、この際に泥戸が公戸に編入された蓋然性が強い⁽²⁷⁾。

かような事柄をおさえたいので、まずは藪田氏による「はつか」の理解について吟味すると、土工司の職務内容に土器製作のことがみられないことから、土器を指すとする点にはにわかに承服しえない。日本古典文学大系新装版『日本書紀』下の鼈頭では、泥部について「ハニ(泥)ツカシ(築)の約であろう」と説かれており⁽²⁸⁾、おそらくはかかる解釈が妥当になるかと思われる。

続いて、山城国乙訓郡の羽束郷の由来について取り上げるに、筆者は榮原氏ではなく藪田氏の所説を支持したいと考える。以下に、その根拠を述べる。

平安時代末期の『和名類聚抄』高山寺本によると、乙訓郡の羽束郷には「波津加之 本用_二羽束志三字_一」、摂津国有馬郡の羽束郷には「波都加之」という注記が付されている。また、室町時代中期の大東急記念文庫本によれば、前者には「波豆賀之」、後者には「波都加之」の注記が認められる。乙訓郡の羽束郷が古くから「ハツカシ」ないしは「ハヅカシ」と呼ばれていたことは、たとえば『延喜式』神名上の乙訓郡19座のうちの1つである羽束師坐高御産日神社が、『続日本紀』大宝元年(701)4月丙午条で波都賀志神とあらわされていることから明白となる⁽²⁹⁾。一方、有馬郡の羽束郷がそのように読まれていたとは即断しえない。なぜなら、前出する乙訓郡の方の注記をうけて、有馬郡の方にも同様のものが付された可能性も残されているからだ。試みに、永禄9年(1566)に書写された名古屋市博物館本をひもとくと、乙訓郡の方は「ハツカシ」という傍書を加えているものの、有馬郡の方は「ハツカ」としているのである⁽³⁰⁾。

そこで、それ以外の史料に眼を向けるに、以下のものが注意される。

『古事談』巻第2・44

但馬守隆方ハ於_二任国_一逝去。然而秘_二国人_一称_二重病之由_一、舍弟僧声気色似タリケルヲ、輿ニノセテ上道、死人ヲバ入_二辛櫃_一相具(云々)。是国人之心為_レ不_レ変也。仍死人ヲバ撰津国羽束師内六瀬云所ニ埋畢。今有_二其墓_一也。

藤原為房の父・隆方(1014~78)は、摂津国の羽束師内六瀬というところに埋葬されたと記されている。この羽束師は、『和名類聚抄』の有馬郡羽束郷に相当しよう。『新訂増補国史大系』の頭注によれば、羽束師の3字は、宝永4年(1707)書写校合の宮内庁書陵部本

に従っているとある。ところが、寛文（1661～73）ごろの筆写とされる和洋女子大学附属図書館蔵本において「羽郡内府六瀬」とあるなど、諸写本で異なりをみせており⁽³¹⁾、決して羽東師で一致しているわけではない。

詮ずるところ、『和泉式部統集』546に「はつかの里」⁽³²⁾、大江匡房が多田源氏の頼綱に宛てた『新古今和歌集』巻第16・1571歌に「はつかの山」⁽³³⁾と詠まれていることをも参看するに、摂津国有馬郡の羽東は「ハツカ」と呼ばれていた公算が大きいのではなからうか。

ところで、乙訓郡の地名で羽東と表記されるもっとも古い史料は、天平勝宝元年（749）11月3日「大宅朝臣可是麻呂貢賤解案」の「奴雲足年十四〈一人、山背国羽東里戸主長岡坂本国麻呂戸口〉」となる⁽³⁴⁾。郷制下の文書であるにもかかわらず、里と表記され、かつ郡名が欠けており若干問題となるものの、後者に関しては前行の「婢千継売年十一〈已上六人山背国乙訓郡山崎里戸主間人造東人戸口〉」をうけて、郡名が省略されたと考えられる。とまれ、乙訓郡の羽東郷は郷名の2字表記に基づいて採用されたもので、「ハツカシ」あるいは「ハヅカシ」と読まれたことは、先述したようにまず間違いあるまい。

以上、要するに、読みが相違すると目されることから、2つの地名の起源を同一のものとしてとらえることには躊躇を覚える。

次に、『新撰姓氏録』をひもとくに、山城国神別・天孫には「鴨県主同祖。鴨建玉依彦命之後」と主張している西泥土部^(聖)が掲げられている。下鴨神社の権禰宜・鴨俊春が江戸時代後期に著した『鴨県主家伝』大伊乃伎命および西泥土部条に引用されている「鴨氏旧譜」^(聖)によって、建玉依彦命の11世孫・小二目命の3世孫・多々加比が西湍部の祖であることが知られ、より詳しい系譜がおさえられる。この西湍部の本拠地について、伴信友がしたためた『瀬見小河』2之巻・別記では、「さて西湍部^{ハニベ}は、帳に愛宕郡賀茂波爾神社とあるに由あり、こは湍部^{ハニベ}の氏人の〈もと湍部は西東と別れてありしなるへし、〉玉依彦命を祀れるなるへし」⁽³⁶⁾と述べられている。また、『鴨県主家伝』西泥土部条^(聖)には、「当宮旧記云、西湍部者建玉依彦命之所率而鴨県之人民也」とみえている。さらに、同条には、「鴨氏旧譜云、小二目命之三世孫多々加比、(割注略)此子孫等随_二于祠官_一而仕_二于大神_一云云。今猶雜仕驅人等是也。〈亦以_二雜仕_一称_二小預_一、以_二驅人_一称_二役給人_一。〉」とあり、かつ『鴨県主家伝』「附録」中から、江戸時代中期の元禄から安永にかけて西湍部氏（驅人）の女性が雜仕女として下鴨神社に勤仕していたことが判明する。これらのことを総合すると、西湍部氏は下鴨神社が鎮座する愛宕郡ないしは葛野郡に集住していたことが想定される。しかしながら、西湍部と式内・賀茂波爾神社との関係は定かではなく、くわえて古代より同氏の者が

下鴨神社に奉仕していたことを示す例証をまったく見出すことができない⁽³⁷⁾。

検討すべきは、下鴨神社に勤仕していた西渥部氏は、古代の西渥部氏の後裔に相当するのかどうかである。もとより、後世の仮冒ということも念頭に置かなければなるまい。このように推測するうえで見落とすことができないのは、『日本書紀』の古訓である。

鎌倉時代の北野本巻第28・29では、渥部眠枳・渥部造の渥部に対して「ハセツカヘ」という傍書を付す⁽³⁸⁾。これらは卜部家本系統の応永30年（1423）から31年にかけての書写となる穂久邇文庫本⁽³⁹⁾、天文9年（1540）に筆写された卜部兼右本⁽⁴⁰⁾、および『積日本紀』巻第21・秘訓6⁽⁴¹⁾にも見受けられる。また、兼右本では泥部穴穂部皇女の泥部の右・左に、それぞれ「丈部」・「ハセツカヘ」という傍書が存する⁽⁴²⁾。喜田貞吉は、かかる古訓を重視して、渥部は杖部（丈部）にあたりとし、かつ穴記の「波都加比之友造」は「波世都加比之友造」の誤写であると説く⁽⁴³⁾。しかしながら、そのような古訓が古代にまでさかのぼるのか確証はなく⁽⁴⁴⁾、また「波都加比之友造」が誤記であるとは性急に従うことができない。むしろ、『日本書紀』などの古訓よりは、筆録の古さからいって、穴記の記載を何よりも尊重すべきであろう。

注視すべきは、諸書における「ハセツカヘ」という傍書であって、それは馳使に通じ、『鴨県主家伝』などにおける西渥部の職掌と合致する。この点をふまえれば、『日本書紀』の卜部家本系統の諸写本などにおける「ハセツカヘ」という傍書、『新撰姓氏録』山城国神別・天孫にみえる鴨県主と同祖を主張する西渥部などを併考し、このような姓が後世において選出されるにいたったと解してもよいのではなからうか。ゆえに、西渥部の本拠地を愛宕郡のあたりに断定することはできず、畢竟、穴記の記述に基づけば、乙訓郡羽東郷に求める方がきわめて穏当となろう。

『積日本紀』巻第9・述義5・第3に引かれる「山城国風土記」逸文・可茂社条によると、可茂別雷命の父神を乙訓郡社坐火雷命としており、乙訓地域と鴨県主とのつながりがうかがわれる。そのようなことが西渥部氏をして鴨県主の同族を称させた所以であったのではないかと憶測する。

このように西渥部の本拠地をとらえたうえで、さらに問題とすべきは、西の理解である。従来、河内の意と説かれることが多いけれども⁽⁴⁵⁾、必ずしも河内国と結びつける必要性はあるまい。乙訓郡羽東郷の比定地は京都市伏見区羽東師付近に求められ、桂川西岸に位置する。その東岸に贅土師部が設置されていた点は、この際、見逃すことができない。

『日本書紀』雄略17年3月戊寅条

十七年春三月丁丑朔戊寅，詔_二土師連等_一，使_レ進_レ応_レ盛_二朝夕御膳_一清器_上者。於_レ是，土師連祖吾筥，仍進_二撰津国来狭狭村，山背国内村，俯見村，伊勢国藤形村及丹波，但馬，因播私民部_一。名曰_二贅土師部_一。

上掲の記事から、天皇の朝夕の御膳に盛る清器を製造する贅土師部が、山背国俯見村(京都市伏見区)に設置されていたことがおさえられる。泥部と同様に、埴土をあつかう集団が居住していたことは、たいへん興味深い⁽⁴⁶⁾。『令集解』職員令土工司条の古記および令釈に引かれる官員令別記によると、泥戸は51戸存していたことがわかる。天平勝宝元年11月3日「大宅朝臣可是麻呂貢賤解案」から、羽束里の戸主として長岡坂本国麻呂の名が知られるので、それらがすべて乙訓郡の羽束郷に属していたわけではあるまい。俯見村における贅土師部の居住に鑑みると、羽束郷の桂川を挟んだ対岸の紀伊郡にもまた、泥部をもって編成された泥戸が配されており、それに対して西湍部という氏名が用いられたともとらえられるのではあるまいか。西は「カハチ」と読まれたのであろうけれども、河内国のことではなく、「桂川の内の方」という意味を有していたと推断する。

かくして、山城国乙訓郡の羽束郷の由来に関して、とかく検討を加えてきた。結局のところ、乙訓郡の羽束郷は泥部、有馬郡の羽束郷は箭羽の取りつけに従事した羽束(羽結)の集住にちなむ地名であったと判断する⁽⁴⁷⁾。

なお、最後に、乙訓郡羽束郷のあたりに泥部が設置された理由の一斑について、臆見を開陳しておくことにしたい。泥部の職掌としては、前述した通り、土壁塗り・瓦作り・石灰を焼くなどのことがあげられる。わけても注意を払うべきは、石灰であると考え。

石灰石を焼くと生石灰ができ、それに水をかける(消化する)と消石灰となる。消石灰は漆喰の主原料であり、土壁の上塗りなどに使用された⁽⁴⁸⁾。天平6年(734)5月1日「造物所作物帳断簡」に「^[石]灰壁^[料用]□□物/石灰六斛(塗壁十間、々別高七尺広一丈)」とみえており⁽⁴⁹⁾、古くより利用されていたことが明らかとなる。天曆4年(950)9月23日付の太政官符によると、修理職の石灰を焼く長上であった清宗氏秀が、その労によって山城権少目に就任した後、そうした作業が滞る事態が現出したので、氏秀の子の忠孝にその職務を継がしめるよう命じられている⁽⁵⁰⁾。これより、石灰を焼くには少なからず技術が必要であったことがうかがわれる⁽⁵¹⁾。『播磨国風土記』讃容郡室原山条⁽⁵²⁾から、室原山で石灰が産出したことが知られ、相当古くよりそれが採取されていたことが察せられる。さような石灰が乙訓郡からも産出していたことは、以下の諸史料よりおさえることが可能となる。

寿永3年(1184)2月「無動寺檢校慈円讓状」によると、慈円は富坂庄(京都市西京区

大原野上里一帯に比定⁽⁵³⁾を師である観性に譲った。その一方で無動寺に寄進し、今後の妨害を防ぐことをねらった。富坂庄から無動寺へは、毎年の所課として石灰壺斛を納めるよう決められている⁽⁵⁴⁾。保安4年(1123)8月「富坂庄預僧豪祐解」によれば、富坂庄はもともと故陸奥橋前司殿(橋則光)の私領で、その田地は乙訓郡の高庭里・田辺里・巨勢里・母底里・11条猶本里・駅家里に散在していた⁽⁵⁵⁾。

この付近には、灰方・灰谷・出灰という地名が見受けられる。灰方に関しては、応永7年正月「参鉦寺寺領目録」に灰方名がみえ⁽⁵⁶⁾、正徳元年(1711)成立の『山州名跡志』乾・卷之10・乙訓郡には「此所大内裏世令_レ焼_二石灰_一所也。又近隣有_二灰谷_一」と記されている⁽⁵⁷⁾。また、出灰については、『東海一休和尚年譜』嘉吉2年(1442)条に「譲羽_ヲ為_レ名、朝貢出_二石灰_一地、譲羽出灰、和訓相近」とみえ⁽⁵⁸⁾、宝暦4年(1754)成立の『山城名跡巡行志』第5・乙訓郡1では、出灰村の上方に出灰山があり、昔そこから石灰を貢上していたと書きつづられている⁽⁵⁹⁾。富坂庄からの石灰貢進をふまえると、それらのあたりで石灰が採取されていたことはまず誤りあるまい。

さらに敷衍すると、「中院流家領目録草案」には、山城国の所領の1つに石灰庄がみえるものの、線が引かれ抹消されている⁽⁶⁰⁾。岡野友彦氏は当文書について、平安時代末期に作成された「源雅定家領目録」に、村上源氏中院流とは係わりのない「某家領目録」を合わせ、さらに同流家領を示す何らかの目録をも加筆して鎌倉時代中期にまとめられたと指摘する⁽⁶¹⁾。石灰庄などは最後の目録に記されていたと推測されており、ある時点で村上源氏中院流の所有から離れたと考えられる。この石灰庄の比定に関しては、『日本荘園資料』畿内・山城では乙訓郡に求められ、備考として「或は出灰(イズリハ)か=芥川上流出灰川左岸」と記されている⁽⁶²⁾。それが妥当かどうかはともかく、石灰庄は西京区大原野灰方町・出灰町の付近に所在し、石灰の産出に由来する名称とするのが適当となろう。

かくして、平安時代末期に乙訓郡で石灰が生じていたことが闡明した。大原野の一帯は石作郷の地で、石棺の製作に携わった石作集団の居住にちなむ郷名となり、古くに人々の定着をみた地域であったことが察せられる。それゆえに、石灰の採取が平安時代末期よりもはるかにさかのぼって行われていた可能性はあながち否定できまい⁽⁶³⁾。つまるところ、乙訓郡に泥部が設定された要因の1つとして、石灰の産出をあげても決して無稽とはいえないのではなかろうか。

4 物部氏と弓矢

上述した成果を前提にして、ここでは羽東物部という複姓について考察をめぐらしていく。『先代旧事本紀』巻第3・「天神本紀」には、天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊が河内国の河上の哮峰に天降りした際、兵仗を帯びてそれに供奉した天物部等25部の人の1人として羽東物部があげられている⁽⁶⁴⁾。この羽東は、「ハツカシ」・「ハヅカシ」, 「ハツカ」のどちらにあてはまるのであろうか。かかる疑問を解明するうえで看過することができないのは、物部氏と弓矢の製造に係わった諸氏族との密接な関係である。

『先代旧事本紀』巻第5・「天孫本紀」によると、饒速日尊の13世孫・物部尾輿連公は、弓削連の祖である倭古連の女子・阿佐姫および加波流姫の姉妹を妻とした。前者との間に物部守屋大連公をもうけたとみえ、守屋は弓削大連というところがある。『日本書紀』敏達元年(572)4月是月条をはじめとして、『播磨国風土記』賀古郡伊保山条などに、守屋は弓削大連とあらわされているので、尾輿と弓削氏の女との婚姻、および守屋の誕生は事実であったと考えられる。『日本書紀』には、守屋の阿都の別業(阿都家)および洪河家がみえている⁽⁶⁵⁾。前者の阿都は、のちの河内国洪川郡跡部郷の地にあたるので、同一の邸宅を指していると想定される。かかる別業の存在に徴するに、この弓削氏は河内国若江郡弓削郷の地を本拠としていたことが推測される。

弓削連は、弓削部を率いて弓の製造にあたった伴造氏族である。『新撰姓氏録』左京神別上・天神に、石上氏と同祖と称する弓削宿禰が載録されており、あるいは尾輿と姻戚関係を結んだ弓削氏の一派が、かかる同祖系譜を主張するにいたったとも推想される⁽⁶⁶⁾。『四天王寺御手印縁起』には、守屋の河内国における所領で没官となった弓削・鞍作・祖父間・衣摺・蛇草・足代・御立・葦原の8箇所が、洪川・安宿・若江・大泉の諸郡に散在していたとある⁽⁶⁷⁾。もちろん、その記述の信憑性が問題となるものの、洪川郡にあった邸宅を中心に、その近辺に多くの所領を有していたことはまず疑いあるまい。

一方、『新撰姓氏録』未定雑姓・河内国には、布都奴志乃命の後裔を主張する矢作連が掲載されている。若江郡には式内・矢作神社が鎮座していることより(現在、八尾市南本町6丁目に所在)、弓削氏の本拠地と近接するところに蟠踞していたことが想定される。さらに、この地域には矢作造が居住していた公算が大きい。

『続日本紀』宝亀元年(770)4月癸卯条

癸卯、従五位上弓削宿禰牛養等九人賜姓弓削朝臣。外従五位下弓削連耳高等卅八

人宿禰。外從五位下美努連財刀自及正八位上矢作造辛国賜姓宿禰。未_レ経_二歲月_一、皆復_二本姓_一。

弓削宿禰牛養らにそれぞれ朝臣・宿禰のカバネが授けられたものの、道鏡の失脚後にもとのそれに戻されたとある。牛養らは道鏡と関係が深かったがゆえに、このような改姓にあずかったと推察される。弓削宿禰・弓削連らはもともと河内国若江郡弓削郷付近を本貫とし、道鏡とは血縁関係にあったと目される。美努連はもと三野県主で⁽⁶⁸⁾、若江郡に鎮座する式内・御野県主神社付近を本拠とする氏族である。道鏡は河内国若江郡の弓削氏の出身であるから⁽⁶⁹⁾、美努連財刀自の改姓の背景として、道鏡と美努連との地縁が考えられよう。

以上の事柄をふまえれば、矢作造辛国の場合も同様なことを想定すべきで、矢作造は若江郡の矢作神社の近辺に居を構え、道鏡と何らかの関係をもつにおよんだことが察せられる。この矢作造がのちに連のカバネを与えられ、『新撰姓氏録』に登載されるにいたったのかは不明である。けれども、それらは矢作部を統轄して箭の製作に携わった氏族であったことはまず疑いあるまい。物部氏と弓削氏との親しい間柄からすると、前者と矢作氏との間にも何らかのつながりがあったことが推量される。こうした点を考えるうえで着目すべきは、『新撰姓氏録』未定雑姓・河内国の矢作連条にみえる布都奴志乃命である。

同書ではここでのみ唯一確認される布都奴志乃命に関しては、武甕槌神とともに葦原中国を平定するために派遣された経津主神⁽⁷⁰⁾を指すとするのが一般的である⁽⁷¹⁾。しかしながら、石上神宮の祭神たる布都御魂（部霊）⁽⁷²⁾について、『先代旧事本紀』巻第5・「天孫本紀」に「神劍部霊剣刀，亦名布都主神魂刀」、『肥前国風土記』三根郡物部郷条に来目皇子がこの村に物部若宮部を派遣して社を立て物部経津主神を鎮め祭らせたとある。くわえて、『新撰姓氏録』大和国皇別・布留宿禰条に「男市川臣，大鷓鴣天皇御世，達_レ倭賀_二布都努斯神社於石上御布瑠村高庭之地_一」とみえることからすると、それはまたツツヌシノ神とも呼ばれていたことが確かめられる。以上のような史料に基づき、布都御魂（部霊）を神格化したものが『日本書紀』などに登場する経津主神であったと解する所説⁽⁷³⁾があって、注目される。その当否はともかく、矢作連条にみえる布都奴志乃命は、物部氏が奉斎していた布都御魂（部霊）を指すとするのが穏当となろう⁽⁷⁴⁾。つまるところ、矢作氏はこれと結びつくことを通じて、物部氏との関係を主張したと推量される。

では、矢作氏は、他の多くの氏族と同じように、なぜ饒速日尊の後裔系譜に連なることを選択しなかったのであろうか。『上宮聖徳太子伝補闕記』の一節を取り上げるに、物部守

屋の討伐にまつわる出来事として、「太子自率_二壯士_一、而迫_レ賊。賊与_二太子_一、相去不_レ遠。賊誓放_二物部府都大神之矢_一、中_二太子鎧_一。太子亦誓放_二四天王之矢_一、即中_二賊首大連胸_一。倒而墜_レ樹」と記されている⁽⁷⁵⁾。一方、『聖徳太子伝暦』上巻・用明2年(587)7月条では、「此時大連、登_二大榎木_一、誓放_二物部府都大明神之矢_一、中_二太子鎧_一。太子、命_二舍人跡見赤禱_一、放_二四天王之矢_一、中_二大連胸_一。倒墜_レ木。(割注は略す)」とあらわされており⁽⁷⁶⁾、おのおのの矢を放った主体が相違している。『日本書紀』崇峻即位前紀7月条では、2隻の矢に関する挿話は存在せず、「聖徳太子」信仰の高揚をうけて後世になって述作された疑いが濃厚となる。その作成の時期は分明ではないものの、物部府都大神の矢を射たとする点はおろそかにすることができない。憶測をたくましくすれば、箭の製造に従事していた矢作連は、かかる所伝を念頭に置き、物部氏が奉斎していた布都御魂(師霊)を氏祖と仰いで、同氏とのつながりを主張するにおよんだのではあるまいか⁽⁷⁷⁾。

かくして、矢作氏と物部氏との関係について論究してきた。そうした成果をふまえて、続いては以下の史料に眼を向けていくことにしたい。

『先代旧事本紀』巻第3・「天神本紀」

船長同共率_二楯梶取等_一天降供奉。

船長跡部首等祖天津羽原。

梶取阿刀造等祖大麻良。

船子倭鍛師等祖天津真浦。

笠縫等祖天津麻占。

曾曾笠縫等祖天都赤麻良。

為奈部等祖天都赤星。

天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊は天磐船に乗って河内国河上哮峰に天降り、そこから大倭国鳥見白庭山に遷ったとされる。その際、天磐船の船長および梶取などを勤めたのが、これら氏族の祖であったと語られている。船長とされる跡部首は、阿刀連(のちに宿禰⁽⁷⁸⁾)の部民である阿刀部(阿斗部とも)を統率する伴造氏族であった。『新撰姓氏録』には、饒速日尊の後裔を主張する阿刀宿禰・阿刀連がいくつか見受けられる⁽⁷⁹⁾。物部守屋の阿都の別業が設けられた河内国洪川郡跡部郷の地は、阿刀氏が蟠踞していたところであったと目される。次の梶取の阿刀造もまた、物部氏と密接な間柄にあったことは多言を要しない⁽⁸⁰⁾。

続いて、船子とされる諸氏を取り上げるに、笠縫および曾曾笠縫と物部氏との関連を示

す史料には恵まれていない。しかしながら、木工・造船集団である為奈部については、その管掌にあずかった猪名部造および為奈部首が、物部氏の同族を称していることがおさえられる⁽⁸¹⁾。

かくして、三氏と物部氏との関係を跡づけた。このような事実には、残る船子の倭鍛師もまた、それとつながりがあったと解するのがすこぶる自然となろう。倭鍛師等の祖である天津真浦といえ、先に引用した『日本書紀』綏靖即位前紀に記される真麿鍛を作った倭鍛部天津真浦と同一人物と見なしうる。詮ずるところ、物部氏は弓削・矢作に加え、鉄鍛の製作に携わったと目される倭鍛部とも関連を有していたことがうかがわれる。

そこで、羽東物部という複姓に眼を転ずるに、弓・箆・鉄鍛の製作にあたった諸氏族と物部氏との結びつきに鑑みると、この羽東は「ハツカ」と読むのがふさわしいと思料される。羽東は地名と目され、摂津国有馬郡羽東郷に一致する蓋然性が高い。そして、その職掌は箭羽を箆に取りつけることであったと考えられる。

熊谷公男氏は、物部氏の阿都における邸宅の近くに弓削氏や矢作氏が居住している点、物部氏と弓削氏の同祖関係、および守屋の母が弓削氏出身で『日本書紀』において物部弓削守屋連とあらわされていることに基づき、「物部氏は阿都を拠点とし、近隣の弓削氏や矢作氏を配下に置いて、王権の武器生産を管轄していた」と推論される⁽⁸²⁾。上記の考察によって、弓削氏だけでなく、矢作・倭鍛部・羽東物部といった箭の製作に関わった氏族と物部氏との密接なつながりが明らかとなった。こうした点に照らすに、尾輿や守屋はこれら氏族を率いて、ヤマト王権の弓矢の生産に従事していたことはまず間違いあるまい。

『日本書紀』崇峻即位前紀7月条によると、守屋は衣摺の朴の木に登って雨のように矢を射たと記されている。守屋の渋谷家には、先の諸氏族によって製造された弓矢が大量に貯蔵されていたのであろう。かかる弓矢が物部氏の軍事力の源泉となつたのであり、それを活用することで王権による列島支配に多大なる貢献を果たしたことが想定される。

5 おわりに

山城国乙訓郡および摂津国有馬郡の羽東郷をめぐる、柴原永遠男氏の高説に導かれながら、種々の考究を行った。その結論はすでに簡潔に述べたので、改めて繰り返すことは差し控えたい。ここでは、4で取り上げた物部氏に関して、いささか附言しておくことにする。

周知のように、物部氏は大化以前の有力執政氏族で、その分析はそのころの政治過程な

どを跡づけるうえで欠かすことができない。にもかかわらず、その主流が早くに滅亡した
がゆえに、その有様を鮮明に描き出すことはなかなか難しいといえる。しかしながら、
様々な史資料を駆使していけば、その実態に接近することはおおよそ可能となるのではな
いかと思う。わけても物部氏に関する記載を比較的多く含む、『先代旧事本紀』の検討およ
び活用が不可避となろう。本稿における考察を端緒として、同氏にまつわる研究を推進し
ていきたいと考える。それゆえに、そうした今後の分析に備え、いくつかの課題をここに
書き留めておくことにしたい。

先に物部氏と鉄鎌を製作する氏族とのつながりについて指摘した。鉄鎌との関連で注視
すべきは、大阪府柏原市大県・平野に所在する大県遺跡である。同遺跡からは鉄製品を造
る鍛冶工房跡が多数検出されており、その操業期間は5世紀後半から6世紀後半の間に求
められるという⁽⁸³⁾。卓越した規模および密集度から勘案すると、ヤマト王権がその経営に
参画し、武器生産が大きく展開されていたことはほぼ間違いない。ここで生産された
鉄鎌を用いて、矢作氏により箭が製造されていた可能性は相当に強い。

ところで、『日本書紀』雄略13年3月条には、物部目大連に餌香長野邑（大阪府藤井寺市
藤井寺・岡から沢田・古室および羽曳野市誉田付近にかけての一带）が与えられたと書き
つづられている。物部目大連は、『先代旧事本紀』巻第5・「天孫本紀」から、尾輿の祖父
にあたる人物であることが知られる。先の記述が信用できるとなると、5世紀後半には物
部氏は中河内に拠点を有していたことになる。興味深いのは、これから物部守屋が滅ぼさ
れる587年までの期間は、大県遺跡の操業時期と重なり合っている点だ。つまるところ、物
部氏が大県遺跡の鍛冶工房群を管理し、鉄製の武器の生産にあっていた公算は大きい
のではなからうか。大県遺跡の盛衰と物部氏のそれとは密接に關聯することが予想され、今
後は様々な視点から、そうした点に裏づけを与えていくことが肝要となろう⁽⁸⁴⁾。

続いては、羽束（羽結）と係わり深い箭羽について取り上げる。いったい、その材料と
なる鶯や雉といった鳥の羽はどうやって獲得していたのであろうか。留意すべきは、高安
郡に鳥取連の居住が確かめられ⁽⁸⁵⁾、さらに隣接する大県郡に鳥取郷の設置が認められる点
だ。前者をふまえれば、後者の鳥取郷は鳥取氏ないしは鳥取部の集住に由縁する地名であ
ったと推察される。この氏族に関しては、鵠（白鳥）の捕獲に従事していたとする見解が
呈されており⁽⁸⁶⁾、それがおおむね支持されている状況にあるといえる。しかるに、かかる
理解には少なからず問題が残されていて、必ずしも鵠に限定する必要性はないと考える。
すなわち、鳥取氏の職掌の1つとして、箭羽の貢進をあげうるのではないかと憶測してい

る。同氏と物部氏との結びつきをも含め、これに関する綿密な検討は後日に期することにした。

〔注〕

- (1) 地名比定は、『古代地名大辞典』本編（角川書店、1999年）による。なお、適宜、平凡社刊の日本歴史地名大系を参考にした。
- (2) 高山寺本は、天理図書館善本叢書_{和書}部第2巻『和名類聚抄 三宝類字集』（八木書店、1971年）、大東急記念文庫本は、馬淵和夫編『古写本和名類聚抄集成』第3部 二十巻本系諸本の影印対照（勉誠出版、2008年）による。
- (3) 『新訂増補国史大系』による。以下、出典を記さないものはすべてこれに基づく。
- (4) 栄原永遠男「二つの羽東郷—古代における箭の製作—」（『市史研究さんだ』4、2001年）。
- (5) 田中卓「新校・新撰姓氏録」（田中卓著作集9『新撰姓氏録の研究』、国書刊行会、1996年）による。
- (6) 『神道大系』古典編12 延喜式（下）。以下、『延喜式』は神道大系本に基づく。
- (7) 『類聚三代格』巻第4・寛平8年9月7日太政官符（関晃監修、熊田亮介校注・解説『狩野文庫本 類聚三代格』、吉川弘文館、1989年）。
- (8) 狩野久「品部雑戸制論」（『日本古代の国家と都城』、東京大学出版会、1990年、初出1960年）。
- (9) 平城京二条大路南端・溝状遺構S D5100より出土した木簡に、羽結姓の者が確認される（『平城宮発掘調査出土木簡概報（22）』15・17頁）。
- (10) 『景印文淵閣四蔵全書』第221冊。
- (11) 笹間良彦著・第1部第1章「矢の拵え1～矢羽」（柏書房、1999年）。なお、鈴木敬三「矢の構成—有識故実の研究 弓矢篇矢の部—」（『國學院高等學校紀要』1、1959年）も参照のこと。
- (12) 天平年間の諸国正税帳に、箭に関する材料として糸があげられている（天平6年〔734〕度「尾張国正税帳」〔『大日本古文書』正倉院編年文書之1-612頁、『正倉院古文書影印集成』1・正集第15巻・200頁。なお、以下では『大日古』『影印』と省略する〕、天平9年度「但馬国正税帳」〔『大日古』2-59頁、『影印』2・正集第29巻・95頁〕、天平9・10年度「駿河国正税帳」〔『大日古』2-69・118頁、『影印』1・正集第17巻・223頁、同正集第18巻・237頁〕。『延喜式』兵庫寮征箭条に「削_レ箭本_一、搓_レ線、纏_一日」とあるので、箭の先端部分に糸を巻いたことがわかる。正税帳にみえる糸は、これとともに箭羽の取りつけのためにも用いられたことが想定される。
- (13) 雑戸として山背甲作客姓の者が知られ（『続日本紀』靈龜2年〔716〕9月癸巳条）、山背国綴喜郡甲作里（郷）（天平13年6月26日「山背国司移案」〔『大日本古文書』家わけ第18 東大寺文書之3〈東南院文書之3〉149頁〕、天平勝宝元年（749）11月3日「大宅朝臣可麻呂貢賤解案」〔同158頁〕、『和名類聚抄』）との関連が推測されるので、甲作工戸のいくつかがそこに配置されていたと目される。よって、遠江国の雑工戸20烟のなかに甲作工戸が含まれていた可能性が高い。
- (14) 松本政春「造兵司の復置年代について」（『奈良時代軍事制度の研究』、塙書房、2003年、初出1983年）。
- (15) 『日本三代実録』貞観8年2月10日丙辰条。
- (16) 新井喜久夫「品部雑戸制の解体過程」（彌永貞三先生還暦記念会編『日本古代の社会と経済』

- 上巻, 吉川弘文館, 1978年)。
- (17) たとえば、『延喜式』主税寮上戎具料度条では、征箭50隻の鎌を造る料として、鉄5斤7兩があげられている。
- (18) 藪田嘉一郎「羽東師の森」(『日本古代文化と宗教』, 平凡社, 1976年, 初出1967年)。
- (19) 『日本書紀』欽明2年(541)3月条。
- (20) 『日本書紀』天武元年6月丙戌条。
- (21) 『令集解』職員令土工司条の古記および令釈が引く官員令別記を参照。
- (22) 『令義解』職員令造兵司条に、「其鍛冶司鍛部・土工司泥部等, 如_レ此之類者, 皆自_レ鍛戸・泥戸内_レ而取充。但戸内无_レ人者, 通取_レ佗氏_レ」との注記がみえる。
- (23) 『令集解』職員令土工司条の諸説を参照。
- (24) 『日本書紀』崇峻元年(588)是歳条に、百濟から瓦博士が献上されたことが記されている。なお、「元興寺伽藍縁起并流記資財帳」所引「塔露盤銘」には、瓦師とみえている(田中卓「元興寺伽藍縁起并流記資財帳の校訂と和訓」[田中卓著作集10『古典籍と史料』, 国書刊行会, 1993年, 初出1957年])。
- (25) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(15)』32頁。
- (26) 同上。
- (27) 土工司の廃止についてふれておく。『類聚三代格』巻第4・承和元年(834)正月29日太政官符に、木工寮瓦工の模作子鳥がはじめて造瓦長上に任じられたとあり、また『続日本後紀』承和2年9月癸卯朔条から、木工寮には長上の土工・瓦工・石灰工が属していたことが知られる。『延喜式』木工寮土工条から、土工は壁塗りに従事していたことがおさえられるので、これら工人の職掌と土工司のそれとは合致することになる。かかる事実_に照らすに、土工司は承和元年以前に木工寮に併合されたことが推察される。
- (28) 390頁・頭注11(笹山晴生注解, 岩波書店, 1993年)。
- (29) 寛永13年(1636)に近いころに作成されたと目される「松尾社家系図」(松尾神社の撰社・月読神社の長官を務めた伊伎氏の系図。『続群書類従』第7輯下 系図部)によると、延喜22年(922)3月に死去した雪雄の弟・淵雄が羽東師長官に就いていたとしたためられている。同系図を見渡すと、月読宮長官ないしは月読社長官を月読長官と記す場合が散見し、この点をふまれば、羽東師長官は羽東師神社の神職を指していると考えられる。京都市西京区松山山添町に鎮座する月読神社は、葛野郡の式内社で、斉衡3年(856)3月に松尾の南の山に移された(『日本文徳天皇実録』同年同月戊午条。なお、『日本書紀』顕宗3年2月丁巳朔条に、歌荒櫛田に坐したことがみえる)。その鎮座地から推すに、羽東師長官の羽東師は、乙訓郡に所在する式内・羽東師坐高御産日神社のことと判断すべきで、この系図の記載が正しいとすると(本系図が多くの問題を抱えていることに関しては、内藤泰夫「古代の伊伎氏について—『松尾社家系図』と関連して—」[岩橋小彌太博士頌寿記念会編『日本史籍論集』上巻, 吉川弘文館, 1969年]を参照)、月読神社の神職を代々務めた伊伎氏の一族の者が一時、羽東師坐高御産日神社の神事に奉仕していたことがおさえられる。
- (30) 名古屋博物館資料叢書2『和名類聚抄』, 名古屋博物館, 1992年。
- (31) 川端善明・荒木浩校注 新日本古典文学大系41『古事談 続古事談』171頁・脚注10(岩波書店, 2005年)を参照。
- (32) 笠間注釈叢刊5・佐伯梅友他著『和泉式部集全釈—統集編—』, 笠間書院, 1977年。
- (33) 田中裕・赤瀬信吾校注 新日本古典文学大系11『新古今和歌集』, 岩波書店, 1992年。
- (34) 『大日本古文書』家わけ第18 東大寺文書之3(東南院文書之3)160頁。

- (35) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第6, 吉川弘文館, 1983年。義江明子「『鴨縣主家傳』・同「附録」—カモ社女性神職、齋祝子・忌子、をめぐって—」(『帝京史学』11, 1996年)。
- (36) 『神道大系』神社編8 賀茂。
- (37) 明治3年「拾箇条区別注進書」には、「驅人〈又公人トモ云。姓西渥部。〉／称驅人者、持栴幣勤警驅総号也。其家神殿小預、(称御料屋預。)大炊殿預、(称厨。)供御所預、(称屋給人。)河合小預、御蔭小預等也。／当宮御鎮座以来之神役〈ニ而〉、神供御業等調進之。承暦年中(1077~81)、從朝廷膳部〈ヲ〉被付、其時〈ヨリ〉御業調進之役〈ヲ〉膳部方〈江〉渡。姓〈ハ〉各西渥部也」とみえている(注〔36〕前掲書)。これによれば、西渥部氏は古くより驅人の職を世襲していたともとらえられるものの、事実か否か判然としない。
- (38) 『国宝北野本日本書紀』, 貴重図書複製会, 1941年。
- (39) 『神道大系』古典編4 日本書紀(下)。
- (40) 天理図書館善本叢書神部第56巻『日本書紀 兼右本3』, 八木書店, 1983年。
- (41) 『神道大系』古典註釈編5 釈日本紀。
- (42) 天理図書館善本叢書神部第55巻『日本書紀 兼右本2』, 八木書店, 1983年。
- (43) 喜田貞吉「問人考」(喜田貞吉著作集10『部落問題と社会史』, 平凡社, 1982年, 初出1924年)。
- (44) 『日本書紀私記』甲本, すなわち「弘仁私記」には、渥部穴穂部の渥部に「ハセツカヒ」という傍書を付す。「弘仁私記」は、弘仁3(812)~4年に実施された『日本書紀』講書の講義録と目されるので、かかる読みは古くに行われていたとも考えられる。しかしながら、片仮名で書かれていることが難点で、後世に加筆された可能性も残る。
- (45) 栗田寛『新撰姓氏録考證』巻之13(『神道大系』古典編6 新撰姓氏録)。佐伯有清注(35)前掲書考證篇第3, 吉川弘文館, 1982年。
- (46) 俯見村から程近い深草は、平安時代末期には土師器の特産地となっていた(浅香山木『日本古代手工業史の研究』第4章第2節〔法政大学出版局, 1971年〕を参照)。この一帯から埴土を多く採取しえたことが知られ、注目に値する。
- (47) このような見解はすでに中村修氏によって提出されている(「由来の異なる二つの羽束郷」〔『乙訓の原像・続編』, ビレッジプレス, 2012年, 初出同年〕)。
- (48) 山田幸一・ものと人間の文化史45『壁』第3・4章(法政大学出版局, 1981年)を参照。
- (49) 『大日古』24-39頁, 『影印』16・塵芥文書第26巻・43頁。
- (50) 『類聚符宣抄』第7。
- (51) 『新撰姓氏録』左京諸蕃上・漢の清宗宿禰条には、「唐人, 正五位下李元環之後也」とみえる。李元環は『続日本紀』に散見し、天平宝字5年12月丙寅には李忌寸の姓が与えられている。清宗宿禰氏秀・忠孝父子は、この李忌寸の後裔としてよく、渡来系の人物の子孫が石灰を焼くことに巧みであったという点は、その技術の難易度を知るうえで参考になるかと思われる。
- (52) 植垣節也校注・訳 新編日本古典文学全集5『風土記』, 小学館, 1997年。
- (53) 木下良・水田義一「富坂庄について」(『洛西ニュータウン地域の歴史地理学的調査—発掘と歴史的景観・土地利用の変遷に関する調査報告—』, 京都市開発局洛西開発室, 1972年)。
- (54) 『平安遺文』古文書編8-4137号。なお、富坂庄の伝領過程に関しては、京都大学文学部博物館の古文書第9輯『浄土宗西山派と三鈷寺文書』(大山喬平編・解説, 思文閣出版, 1992年)に詳しい。
- (55) 『平安遺文』古文書編5-1997号。なお、小稿では注(54)前掲書に掲げられている釈文による。
- (56) 『大日本史料』第7編之4。

注

- (57) 野間光辰編『新修京都叢書』第15巻、臨川書店、1969年。
- (58) 『続群書類従』第9輯下 伝部。
- (59) 注(57)前掲書第22巻、1972年。
- (60) 國學院大學所蔵『久我家文書』第1巻・3、続群書類従完成会、1982年。
- (61) 岡野友彦「『中院流家領目録草案』(久我家文書)の検討」(『中世久我家と久我家領荘園』、続群書類従完成会、2002年、初出1988・99年)。
- (62) 国立歴史民俗博物館編、吉川弘文館、1998年。
- (63) 『新撰姓氏録』左京神別下・天孫の石作連条によると、垂仁朝に皇后・日葉酢媛命のために石棺を作って献上したがために、石作大連公という姓を授けられたとある。これより、石作氏および石作部は石棺の製作を職掌としていたことが把握される。山背国では乙訓郡の他に、綴喜郡大住郷のあたりおよび久世郡奈美郷において石作連族・石作連の居住が確認され(天平7年「山背国隼人計帳」〔『大日古』1-647頁、『影印』5・続修第13巻・145頁〕、天平勝宝9歳4月7日「西南角領解」〔『大日古』4-227頁、『影印』11・続修後集第11巻裏・29頁〕)、また『新撰姓氏録』山城国神別・天孫に石作がみえている。
- 板楠和子氏は山背国の石作について、「九州の有明海沿岸、播磨加古川右岸地帯の石材による石棺や石棺製作技術が伝播し、やがて技術者の定着となっていったのではないかと説かれている(「石棺と石作部」〔新川登亀男編 古代王権と交流8『西海と南島の生活・文化』、名著出版、1995年〕)。京都市右京区・西京区から向日市・長岡京市にかけての一帯には、6世紀末から7世紀にかけての竜山石製の組合せ式・剥抜き式家形石棺が多く分布しており(さしずめ、向日市埋蔵文化財調査報告書第23集『物集女車塚〔本文編〕』第6章5〔向日市教育委員会、1988年〕を参照)、乙訓地域の石作集団に関しては、板楠氏の指摘が成立する余地が残されているといえよう。
- このことを考慮しつつ、さらに石材の産地に該当しない乙訓地域における居住の要因として留意すべきは、石灰の存在である。奈良県・大阪府の7～8世紀初頭の古墳には、石室の壁面全体に漆喰を塗布したり、あるいは石室の石材の目地に漆喰がつけられたりしているものが少なからず見受けられる(『日本考古学事典』「漆喰・白土」の項、三省堂、2002年。なお、漆喰が用いられている奈良県・大阪府の古墳については、角田清美「古代から中世前期における石灰と漆喰の利用」〔『専修人文論集』88、2011年〕に網羅されている)。残念ながら、石作氏および石作部が石室の作製に関与したことを示す史料には恵まれていない。くわえて、丸山龍平氏は、切石造りといった横穴式石室を構築する集団・工人と石棺作りの工人は別個に存在し、分業関係にあったことを説かれている(「近江石部の基礎的研究—近江・大和の石棺とその石工集団—」〔『立命館文学』312、1971年〕)。しかしながら、丸山氏は決定的な根拠を提示しているわけではなく、畢竟、少なくとも加工した石材を用いた石室や石槨の築造に、石作集団が関係していた可能性は十分に残されているといえよう。かりにこれが認められるとすると、石室に使用するための漆喰の原料となる石灰を採取することを1つの大きな目的として、大原野のあたりに石作集団が設定されたとも憶測しうる。ともあれ、これについては種々の視角から、なお検討を積み重ねていくことが必須となろう。
- (64) 『神道大系』古典編8 先代旧事本紀。
- (65) 『日本書紀』用明2年(587)4月丙午条。同崇峻即位前紀7月条。
- (66) 『日本三代実録』元慶元年12月25日辛卯条によると、神饒速日命の後とする右京の人・弓削連是雄に宿禰のカバネが与えられている。なお、『新撰姓氏録』には、高魂命(天高御魂乃命)の孫・天日鷲翔失命(天毘和志可気流夜命)の後とする弓削宿禰(左京神別下・天神、河内国

- 神別・天神), 爾伎都麻の後とする弓削宿禰(左京神別下・地祇)も掲載されている。
- (67) 清文堂史料叢書第78刊 棚橋利光編『四天王寺古文書』第1巻, 清文堂, 1996年。
- (68) 『日本書紀』天武13年正月庚子条に, 三野県主が連のカバネを授けられたことがみえる。
- (69) 『続日本紀』宝亀3年4月丁巳条に, 「道鏡, 俗姓弓削連, 河内人也」とみえ, 同天応元年(781)6月乙巳条に, 道鏡の弟・淨人を河内国若江郡の人とする。
- (70) 『日本書紀』神代下・天孫降臨・本文, 一書第1, 一書第2など。
- (71) 栗田寛注(45)前掲書巻之21。佐伯有清注(35)前掲書。
- (72) 『古事記』神武段。『日本書紀』神武即位前紀戊午年6月丁巳条。
- (73) 松前健「国譲り神話の形成」(松前健著作集第8巻『出雲神話の形成』, おうふう, 1998年, 初出1970年), 伊野部重一郎「鹿島社と香取社の祭神」(『記紀と古代伝承』, 吉川弘文館, 1986年, 初出1981年)など。
- (74) つとに太田亮氏は, 矢作連の氏祖・布都奴志乃命と石上神宮の祭神・布都御魂(誦霊)を同一と解している(「石上神宮と物部氏族」〔『国史と系譜』4-7, 1928年)。
- (75) 飯田瑞穂「『上宮聖徳太子伝補闕記』について一特に本文校訂に関連して一 附, 彰考館蔵『上宮聖徳太子伝補闕記』翻印」(飯田瑞穂著作集1『聖徳太子伝の研究』, 吉川弘文館, 2000年, 初出1977年)。
- (76) 日中文化交流史研究会編『東大寺図書館蔵文明十六年書写『聖徳太子伝暦』影印と研究』, 桜楓社, 1985年。
- (77) ちなみに, 鈴木真年(天保2年[1831]~明治27年)が著した『諸系譜』には, 物部尾輿大連からはじまる矢作宿禰の系譜が掲げられているという(宝賀寿男編著『古代氏族系譜集成』中巻・第2部第2編第2章第3節8, 古代氏族研究会, 1986年)。古代にまでさかのぼるものか定かではなく, 信憑性はすこぶる問題となるものの, 物部尾輿との関係が見出される点は注目される。
- (78) 『日本書紀』天武13年12月己卯条。
- (79) 左京神別上・天神, 山城国神別・天神の阿刀宿禰条, 山城国神別・天神, 摂津国神別・天神, 和泉国神別・天神の阿刀連条。
- (80) 『続日本紀』神護景雲3年(769)7月壬午条に, 左京の人である阿刀造子老ら5人に阿刀宿禰の姓が与えられたと記されている。
- (81) 『新撰姓氏録』左京神別上・天神の猪名部造条。同未定雑姓・摂津国の為奈部首条。
- (82) 熊谷公男「畿内の豪族」(山中一郎・狩野久編集『新版『古代の日本』⑤ 近畿I』, 角川書店, 1992年)。
- (83) 北野重「大泉の鉄の概要」(柏原市の歴史講座1『大泉の鉄』, 柏原市教育委員会, 1997年)。
- (84) 大泉遺跡およびその近辺の大泉南遺跡・太平寺遺跡で検出された鍛冶工房群に対しては, 大泉遺跡群という呼称が与えられている。花田勝広氏は, 鉄器加工の操業が5世紀前半から7世紀前半にかけて行われているとし, 同遺跡群と物部氏とのつながりを推測している。(『古代の鉄生産と渡来人—倭政権の形成と生産組織—』前編・第1章第1節, 雄山閣, 2002年, 初出2000年)。
- (85) 宝亀2年3月30日「経師勞劇帳」(『大日古』6-134頁, 『影印』11・続修後集第30巻裏・89頁)。「上日帳断簡」(『大日古』15-133頁, 『影印』6・続修第28巻・39頁)。
- (86) 志田諄一「鳥取造」(『古代氏族の性格と伝承』, 雄山閣, 1985年復刻, 初出1970年)。